

議案第 38 号

令和の都太宰府ふるさと納税基金条例の制定について

上記について、別案のとおり制定する。

令和4年 8月29日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

ふるさと納税寄附金等を基金管理するため、条例を制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和の都太宰府ふるさと納税基金条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

（設置）

第1条 ふるさと納税制度を通じて寄せられた寄附金等を活用した令和の都太宰府のまちづくりを推進するため、令和の都太宰府ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。